

(株)平川食品に係る追加徴収下水道使用料及び過料に対する市の対応状況について

平成 20 年 8 月 28 日
下 水 道 部

1 これまでの経過と今後の滞納整理について

(1) 追加徴収下水道使用料について

平成 20 年 5 月 19 日に納期限 6 月 18 日として納入通知し、その後 7 月 8 日に納期限 7 月 22 日として督促状を発しております。

(2) 過料について

平成 20 年 5 月 19 日に過料処分の予定について告知するとともに、弁明の機会の付与のため 6 月 18 日を期限に弁明通知書を手交しました。その後、期限までに弁明書の提出がなされなかったことから、7 月 31 日を納期限として 6 月 23 日過料に処し、8 月 20 日には 9 月 1 日を納期限として督促状を発しております。

(3) 追加徴収下水道使用料及び過料の滞納に対する今後の対応について

追加徴収下水道使用料は、7 月 22 日で督促状の納期限が経過し、過料につきましては 9 月 1 日の納期限が差し迫っておりますが、過料の督促状の納期限経過後も未納状況となっているときには、地方税の滞納処分の例により確実に債権の確保が図られるよう、速やかに対応します。

(株)平川食品に係る滞納整理経過表

日 程	追加徴収下水道使用料	過 料
5 月 19 日(月)	追加徴収下水道使用料 納入通知	過料処分の予定について告知 弁明通知書
6 月 18 日(水)	追加徴収下水道使用料 納期限 (株)平川食品が「追加徴収使用料の分割納付についてのお願い」を提出	弁明書 提出期限
6 月 23 日(月)		過料の処分通知
7 月 8 日(火)	追加徴収下水道使用料 督促状	
7 月 22 日(火)	追加徴収下水道使用料 督促状 納期限	
7 月 31 日(木)		過料 納期限
8 月 20 日(水)		過料 督促状
9 月 1 日(月)		過料 督促状 納期限

2 不正使用への対応について

(株)平川食品が不正の行為により下水道使用料を免れたことを受け、類似の排水メーターを使用している 2 事業所については、既に調査したところですが、更に調査対象を拡大し、井戸水使用者について、前月・前々月・前年度同月の排出量を比較検証しながら確認作業を行ってきたところです。今後、これらの結果を踏まえて、井戸水を使用している大口事業所（概ね月当たり 1,000 m³以上）及び製造業について現地調査を実施し、不正防止に努めます。